

改正民法における 定型約款の概要



Q 本年4月から民法に定型約款に関する規定が新しく設けられたことに伴い、約款を改定する必要があると考えています。留意すべきポイントを教えてください。



A 改正民法において、約款を利用した取引の法的安定性を確保するために、定型約款に関する規定が新たに整備されています。本稿では、約款の改定に当たって留意すべき点に言及しながら、定型約款に関する各規定の内容を概説します。

1. 定型約款該当性

(1) 定型約款とは

改正民法は、①ある特定の者が不特定多数の者を相手方として行う取引であつて、②その内容の全部または一部が画一的であることが当事者双方にとつて合理的なものを「定型取引」と

いい、この定型取引において、契約の内容とすることを目的として、その特定の者により準備された条項の総体を「定型約款」と定めています（改正民法548条の2第1項）。

(2) 不特定多数の者を相手方として行う取引

①①の要件である「不特定多数の者を相手方として行う取引」とは、取引の相手方の個性を重視せずに多数の取引を行うような場面と解されています。例えば、不動産賃貸借契約など、必ずしも不特定多数を対象とすることが想定されるものでなく、賃借期間、賃料等の契約内容について個別の約定が予定されないこととなります。

(3) 当事者双方にとつて合理的

①②の要件については、定型約款を準備した者だけでなく、その相手方にとつても取引の内容が画一的であることが合理的

であると客観的に評価することができる場合に充足されることとなります。

例を挙げると、事業者間で継続的な取引に用いられる契約書のひな形等は、その契約内容が画一的であることが、相手方にとつては必ずしも合理的とはいえず、通常は個々の取引において契約内容を十分検討する必要がありま。従つて、多くの場合①②の要件を満たす定型取引には該当しないと考えられます。

2. 定型約款として効力が生じるための要件

当事者間において、①定型約款を契約の内容とする合意をしたとき、または②定型約款を準備した者（以下、定型約款準備者）があらかじめその定型約款を契約の内容とする旨を相手方に表示していたときは、取引の相手方は、定型約款の個別の条項についても合意したものとみ

虎門中央法律事務所
（商工相談業務委嘱先）
弁護士

臺 庸子

なすと定められています（改正民法548条の2第1項。いわゆるみなし合意）。

(1) 定型約款を契約の内容とする合意

前述の合意は、契約の申込書に定型約款を契約の内容とすることに合意する旨の文言を入れる等により、実現可能と考えられます。

(2) 定型約款を契約の内容とする旨のあらかじめの表示

「表示」とは、単にホームページ等で公表するだけでは足りず、相手方に対して個別に表示されている必要があります。インターネット上の取引であれば、契約締結画面の前にその定型約款を契約の内容とする旨が認識できる画面を置く、ということが考えられます。

3. 不当条項について

改正民法では、定型約款の条項のうち①相手方の権利を制限

し、または義務を加重する条項であつて、②その定型取引の態様およびその実情並びに取引上の社会通念に照らして、同法1条第2項に規定する基本原則(信義誠実の原則)に反して相手方の利益を一方的に害すると認められるものについては、合意しなかつたものとみなすと定められています(同法548条の2第2項)。すなわち、みなし合意の効力が否定されています。

具体的には、定型約款準備者が不当に免責されたり、取引の相手方に過大な違約金が課せられる条項等が考えられます。

不当条項に該当する場合、契約の内容とは認められないおそれがありますので、自社の約款に不当条項に該当し得る条項がないか、確認することが望ましいといえます。

4. 表示義務

(1) 表示義務の内容

定型約款準備者は、定型取引合意の前または定型取引合意の後、相当の期間内に相手方から請求があつた場合には、遅滞な

く、相当な方法でその定型約款の内容を示さなければならぬとされています(改正民法548条の3第1項本文)。

もつとも、定型約款準備者が既に相手方に対して定型約款を記載した書面を交付し、またはその内容を記録したCD-ROMなどの電磁的記録を提供していたときは、相手方からの請求があつても表示に応じる必要はないとされています(同法548条の3第1項ただし書)。「相当な方法」については、定型約款を電子メールや書面で送付する、自社のホームページにあらかじめ掲載する等が考えられます。

(2) 表示義務に違反した場合

前述の通り、定型約款の開示は定型取引合意の後でも可能ですが、相手方が定型取引合意の前において表示を請求したにもかかわらず定型約款準備者が正当な理由なくこれを拒んだ場合は、みなし合意の条項は適用されず、定型約款は契約の内容とはなりませんので注意を要します(同法548条の3第2項本文)。

5. 定型約款の変更

(1) 約款の一方的な変更が認められる場合

改正民法は、以下のいずれかの要件を充たす場合には、変更後の条項について合意があつたものとみなし、個別に相手方と合意することなく定型約款の内容を変更できると定めています(改正民法548条の4第1項)。

- ①相手方の一般の利益に適合するとき
- ②契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、この条の規定により定型約款の変更をすることがある旨の定めの有無およびその内容、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

なお、定型約款の変更に関する条項を設けることは必ずしも必要ではありませんが、変更に関する具体的な条項が置かれていない場合、相手方は、定型約款の内容が一方的に変更される可能性があることを予測し得たといえますので、変更の合理性が認められやすくなると考えられます(筒井健夫・村松秀樹編著

『二問一答 民法(債権関係)改正』2018年、260頁)。

(2) 手続き

定型約款を変更するときは、変更の効力発生時期を定めて、①変更する旨、および②変更後の内容、並びに③その効力発生時期をインターネット利用等の適切な方法によつて周知をしなければならぬとされています(同法548条の4第2項)。特に①②の場合は、効力発生時期が到来するまでに周知をしなければその効力を生じないとされていますので、ご注意ください。

6. その他

改正民法施行日前に締結された定型取引に係る契約にも、改正民法の定型約款に関する規定が適用されます。例えば約款を変更する場合があります。

ただし、改正民法施行前に生じた効力は妨げられないとされています。例を挙げると、表示の方法が必ずしも改正民法548条の3の定め通りに行われていなかったとしても、その効力が覆されることはないものと考